

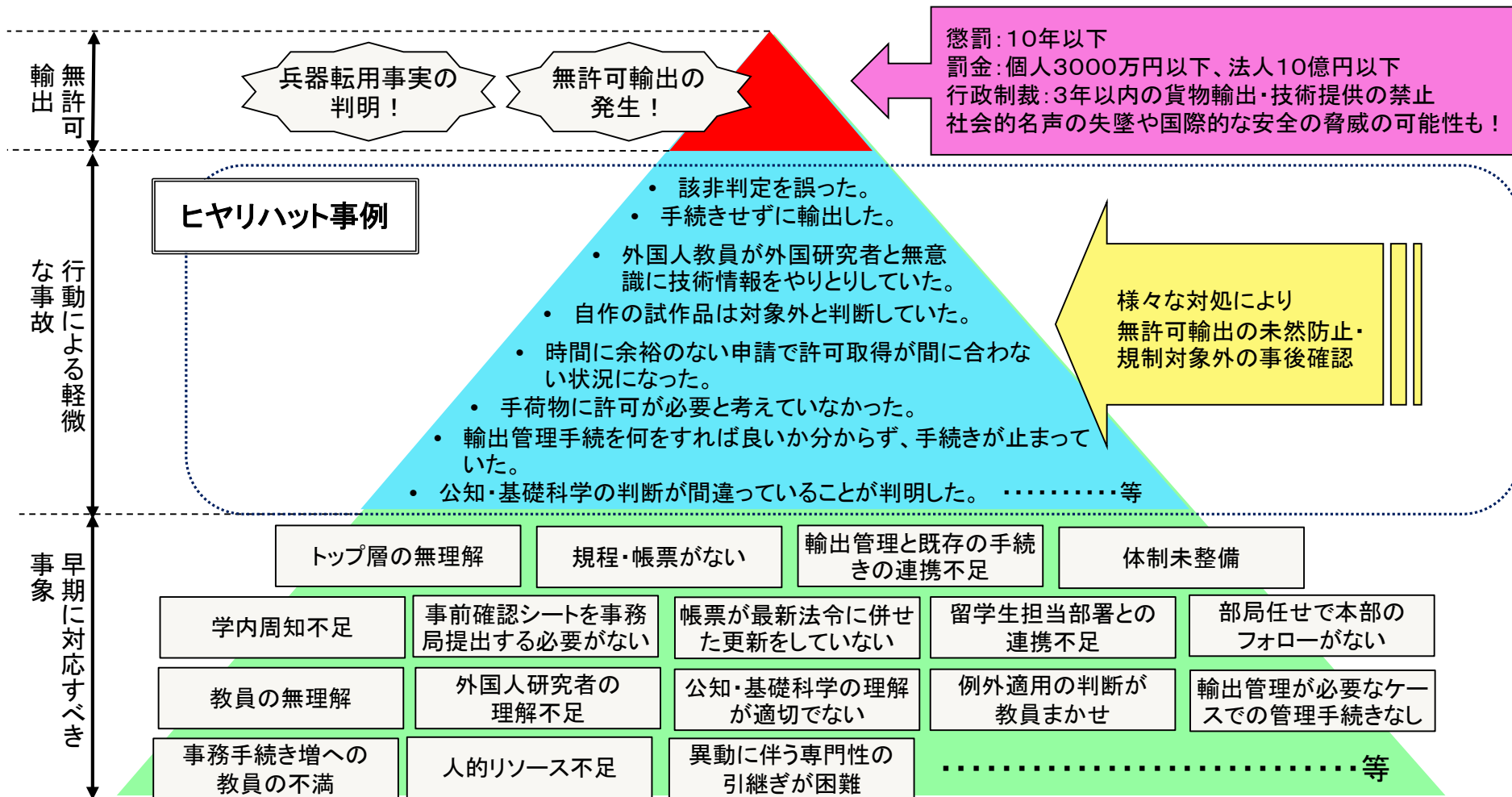
大学・研究機関における 安全保障貿易管理に関する ヒヤリハット事例集

令和2年1月(更新)

経済産業省
安全保障貿易管理課

ヒヤリハット事例とは？

法令違反となる無許可輸出の発生の背景には早期に対応すべき様々な事象が複合的に背景にあります。何らかの行動（不作為を含む）により起こった軽微な事故はそのままにしていれば、無許可輸出につながりかねないものですが、適切に対処することにより未然に無許可輸出を防止することができたものであり、こういったケースをヒヤリハット事例としています。ヒヤリハット事例を学び、研究者はこうした事例を起こさないよう注意する必要が、大学・研究機関はこれらの事例の対処を学ぶとともに、こうした事例が発生しないよう、対応すべき事象の解消に不断に取り組んでいく必要があります。



主なヒヤリハット事例の概要と教訓

ヒヤリハット事例の概要	結果
国際学会発表のため「公知の技術」として出張申請があった。	発表のほか研究打合せが予定されており、輸出管理担当部署の指摘により、打合せ内容は「リスト規制該当」と判明した。
国内の別の大学のA教授との懸念国での海外共同調査案件で、A教授の学内手続はすぐに済んだと聞いていたので、直前に手続を行った。	懸念国で技術提供の可能性があるため、慎重な審査が必要だが、審査時間がないとして渡航中止となった。
ドローンの輸出について非該当として学内手続を行った。	部品にリスト該当品目があることが判明した。
受入れていた研究員が帰国する際、入国した際に持ち込んだ機材について手続を行わずに送付した。	事後に輸出管理手続を行い、規制非該当であったことを確認した。
受け入れた留学生に外国ユーザーリスト掲載機関で短期研修を受けていた経歴のあることを留学生担当部署が発見した。	担当教員との確認により、現在は当該リスト機関との所属関係が認められないこと、当該機関の懸念区分と研究内容が異なることを確認した。
大学トップが大学間共同研究を行うことを計画、打合せのための出張申請があった。	学内で議論し、規制該当技術であり、懸念が払拭できないものとしてプロジェクトを中止した。

教訓

- 輸出管理の手続が必要なことは理解していても、確認が必要な事項への理解が足りないケースや余裕を持った手続を行わないケースがあり、学内での適切な教育が重要です。
- 単独の手続として行うのではなく、海外出張、留学生受入れや国際共同研究等といった手続と輸出管理手続を関連づけることでより漏れの無い管理が期待できます。

目次

● 技術の提供	4
－ 外国人教員への教育	5
－ 外国出張における公知性の判断	6
－ 古い法令に基づく該非判定	7
－ 研究情報のアクセス管理	8
－ 海外渡航直前での申請(その1)	9
－ 海外渡航直前での申請(その2)	10
－ 国際会議に関する公知化の判断	11
Now 卒業した元教え子への技術提供	12
● 貨物の輸出	13
－ 部局担当者の審査	14
－ 許可条件への対応	15
－ 装置に内蔵されている部分品	16
－ 自作品の輸出	17
－ 外国の研究者からの送付依頼	18
－ メーカーの該非判定書の確認	19
－ ウイルス等の確認	20
－ 部分品、附属品の確認	21
－ 体制整備と大学間連携	22
－ 外国人研究員の法令理解	23
－ 特別な施設や管理を要しない物質への注意	24
－ 該非判定のし忘れ	25

－ 持ち帰る貨物の管理	26
－ 外国に返送する貨物の管理	27
● 留学生受け入れ	28
－ 国費留学生の受入内諾に係る手続き	29
－ 外国ユーザーリスト掲載機関への短期留学の経歴	30
－ 学生受入れに係る学内他部署との連携	31
－ 短期留学生及び付き添い教員への対応	32
● 研究者受け入れ	33
－ 部署間の連携	34
－ 理系の規模の小さい大学における外国人研究者の受け入れ	35
－ 外国ユーザーリスト掲載機関からの受入れ	36
－ 研究者の受け入れにおける履歴の確認	37
● 国際協定・共同研究	38
－ 共同研究契約のない共同研究	39
－ 共同研究の検討、トップの意識	40
－ 機関間合意に基づく外国でのインターンシップ	41
Now 共同研究相手機関の研究員のクロスアポイントメント	42

技術の提供

外国人教員への教育

分類：技術の提供

内容

外国人のX教員は、輸出管理手続きをせずにA国α研究所のY研究者に分析ツールに関する情報をメールで送付していた。X教員はα研究所と分析ツールに関する共同研究を実施するため、Y研究者の受入れ申請を行った。その審査の過程で分析ツールに関する情報を送付していたことが大学側に明らかになった。

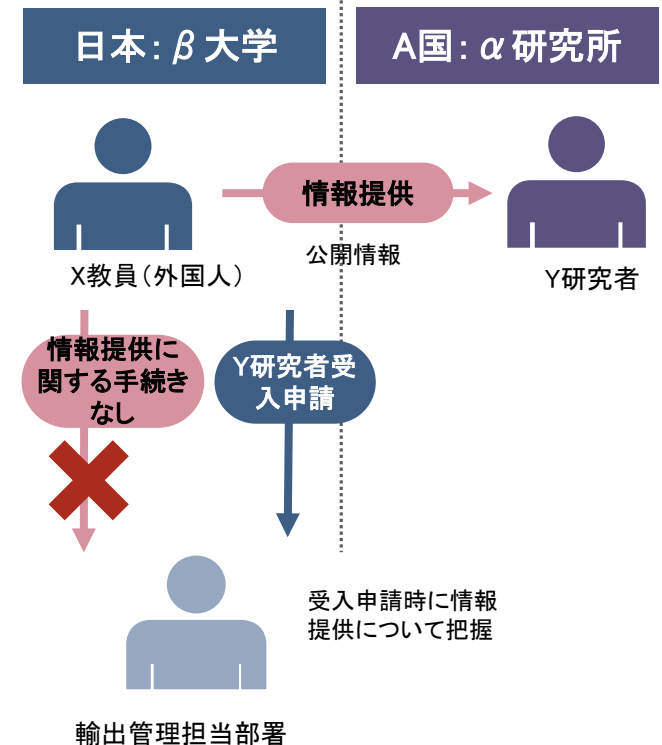
対処

輸出管理担当部署とX教員で検証した結果、送付した情報はリスト規制対象外であり、キャッチオール上の懸念もないことを確認した。

原因

外国人のX教員が、輸出管理について十分に理解しておらず、分析ツールに関する情報を送付する前に輸出管理手続きをしていなかった。

外国人教員による情報提供



対策・アドバイス

- ✓ 外国人教員に対しても、輸出管理の教育を徹底しましょう。
- ✓ 英語での教育を実施する際には、経済産業省が公表している「英語版ガイダンス」や「英語版e-ラーニング教材」が活用できます。

外国出張における公知性の判断

分類：技術の提供

内容

X教授から外国出張の申請書が提出され、業務内容欄には、「学会発表及び研究概要打合せ」と記載されており、輸出管理上の判定欄には「公知」と記載されていた。

輸出管理担当部署からX教授に「研究概要打合せ」の内容を確認すると、A国α研究所と共同研究の可能性を探るため、非公開の情報をを用いて情報交換を実施するものであった。

対処

非公開の情報の該非判定の結果、リスト該当であることが判明した。

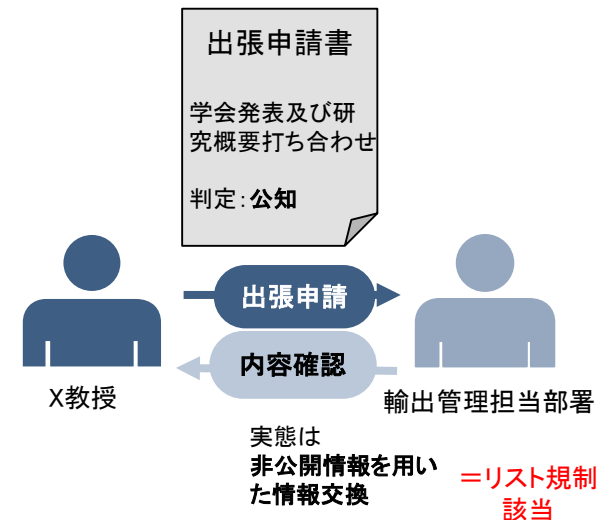
原因

学会発表と打合せを行う場合の提供技術の公知性の判断はそれぞれに必要であるが、X教授は適切に判断することを怠った。

対策・
アドバイス

- ✓ 輸出管理手続きのための正しい理解を徹底しましょう。
- ✓ 特例の適用は、教員任せにせず、輸出管理担当部署において適切に審査することが必要です。

教員の外国出張



古い法令に基づく該非判定

分類：技術の提供

内容

X研究者より輸出管理担当部署に対し、「技術の提供」にあたり、該非判定について相談があった。

X研究者は「非該当」と判断していたが、過去にダウンロードした古い法令により該非判定を実施していた。

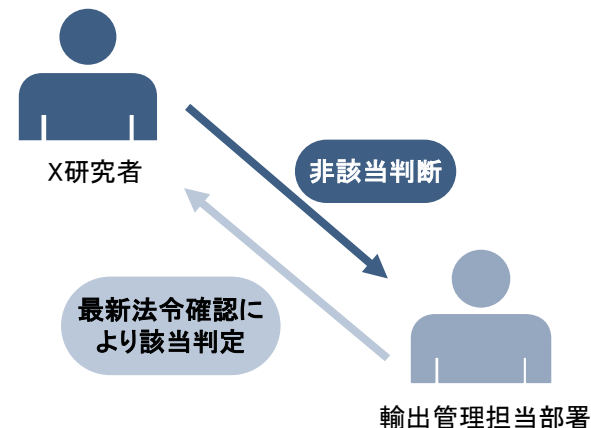
対処

最新の法令で審査を実施したところ「該当」する技術であった。

原因

古い法令で判断した。

該非判定の更新



対策・アドバイス

- ✓ 該非判定は判定の都度に経済産業省のHPから最新の「貨物・技術のマトリクス表」をダウンロードして行うことを周知しましょう。
- ✓ 法令改正の情報やマトリクス表は経済産業省のHP(<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>)に掲載されています。

研究情報のアクセス管理

分類：技術の提供

内容

X教員は輸出管理の必要性を理解しており、研究室内の学生にも輸出管理の教育を実施していた。

しかし、ある日、A国α大学のY教授から、X教員の未公開情報について問い合わせがあったことをきっかけに、X教員の研究情報が無断でA国に流出していることが分かった。

対処

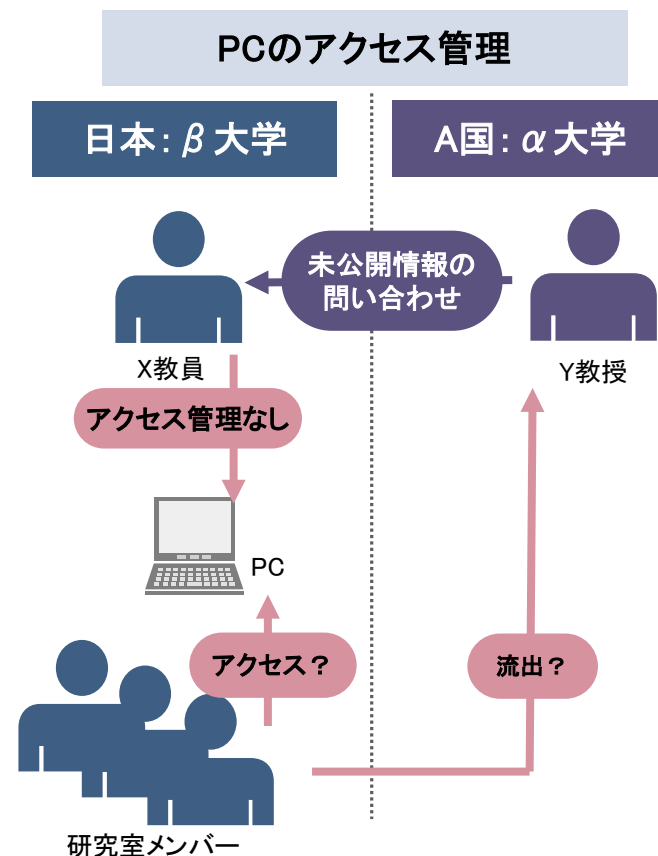
Y教授の照会は断った。確認の結果、問い合わせ内容に関しては非規制技術であったが、研究情報を誰が流出させたかは分からなかった。

原因

X教員は輸出管理の必要性は理解していたものの、研究室内のパソコンにパスワードを設定するなどの情報管理を実施しておらず、情報には研究室内の誰でもアクセスできる状況であった。

対策・
アドバイス

- ✓ 情報の管理は、輸出管理の前提となるものです。
- ✓ 窃盗や不正アクセス等、予想せぬところで規制技術が流出してしまわないよう、特にリスト規制に該当する技術情報にはアクセス管理を行うことが有効です。



海外渡航直前での申請（その1）

分類：技術の提供

内容

α大学X教員は国内のβ大学Y教員と共同で、A国（懸念国）において環境影響評価に関する調査を実施する計画を立てていた。また、この調査にはA国のγ大学も参加し、X教員は情報交換をすることになっていた。

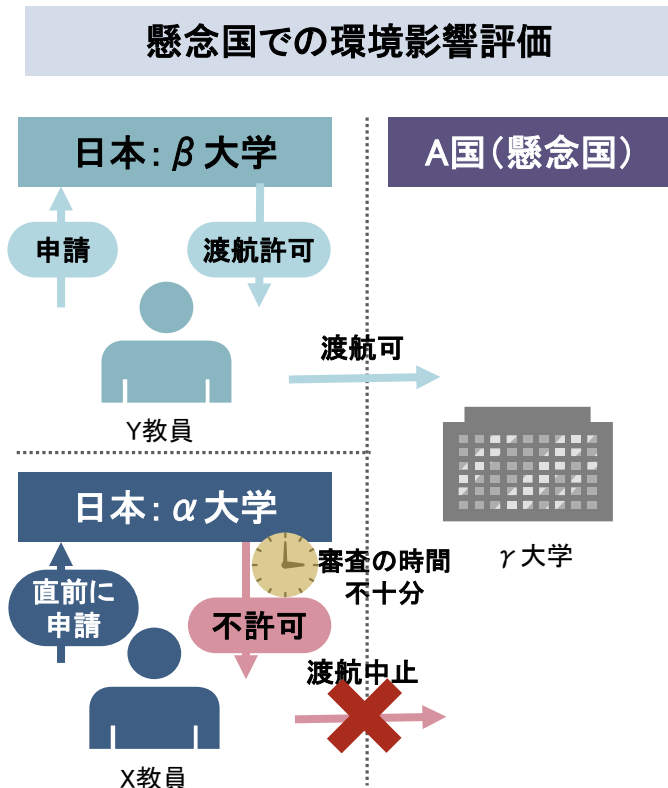
X教員は、Y教員から「β大学では問題なく海外渡航の許可がおりた」と聞いていたため、α大学でも問題ないと考え直前に海外渡航申請を提出した。

対処

α大学の輸出管理担当部署より「A国γ大学へ技術提供する可能性があり慎重な審査が必要だが、審査の時間が確保できないため中止すべき」との指示があり、渡航の中止となった。

原因

X教員は、輸出管理上の懸念はなく直前で大丈夫との個人的判断で手続きが遅れた。



対策・
アドバイス

- ✓ 外国の大学と共同で調査等を実施する際には、技術提供を伴うことがあります。
- ✓ 特に、相手先が懸念国等の場合は、慎重な審査を実施する必要があります。
- ✓ 手続期限を設定する等、輸出管理手続きは、余裕を持って実施しましょう。

海外渡航直前での申請（その2）

分類：技術の提供

内容

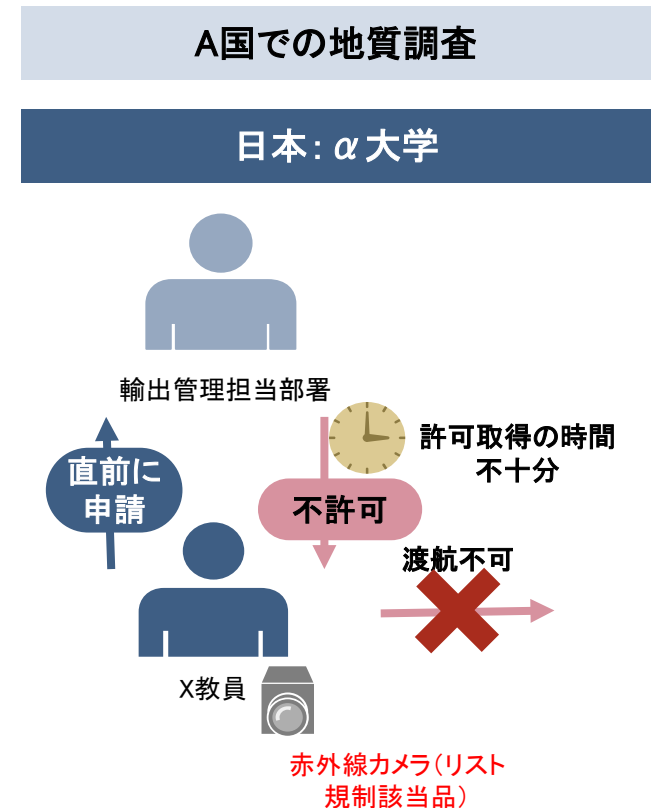
α大学X教員はA国において地質調査を実施する計画を立てており、「赤外線カメラ」をハンドキャリーする予定としていた。
X教員は過去に学会発表でA国に渡航した経験もあり、海外渡航申請の提出が渡航の直前となった。

対処

輸出管理担当部署でハンドキャリーする「赤外線カメラ」がリスト規制に該当であることが分かったが、経済産業大臣の許可を取得する時間が無く、今回の計画は断念せざるを得なかった。

原因

X教員はA国の渡航経験があったことから、手続きは直前で問題ないと勝手に判断した。



対策・アドバイス

- ✓ 外国に出張する際にハンドキャリーで輸出する装置等についても輸出管理の対象となります。
- ✓ リスト規制やキャッチオール規制に該当する場合には、事前に経済産業大臣の許可が必要になります。
- ✓ 手続期限を設定する等、輸出管理手続きは、余裕を持って実施しましょう。

国際会議に関する公知化の判断

分類：技術の提供

内容

X教員から、「A国で開催される国際会議で研究成果の発表を行う。この発表は、『技術の公知化』をするものであり、特に、対策は取っていないが、これでよいか」との確認が輸出管理担当部署にあった。

『技術の公知化』について精査したところ、当該国際会議への参加者は「大学学部研究者」または「業界企業の研究者」に限るとの条件があり、またX教員の発表するセッションは講演資料のweb掲載の予定はなく、「守秘義務を課す」ものであった。

対処

守秘義務を課していることから、輸出管理担当部署は「公知とするために技術を提供する取引（技術の公知化）」に当たらないと判断した。また、リスト規制への該当非判定をしたところ、該当することが分かった。

原因

X教員は国際会議での発表は全て「技術の公知化」に当たると誤解していた。

国際会議での講演

A国

発表
内容

- 特定の製品の設計
- リスト規制の該当内容



X教員



聴衆

参加
者

- 大学学部研究者のみ
- 業界企業の研究者

対策・
アドバイス

- ✓ 特例の適用については、正しい理解が必須であり、特に重点的に周知しましょう。
- ✓ 国際会議での講演であっても、「不特定多数の者が入手又は聴講可能」でなければ、公知の特例を適用できません。
- ✓ 公知などの特例を適用する場合でも、教員任せにせず、輸出管理担当部署において適切に審査することが必要です。
- ✓ 発表そのものは技術の公知化と言える場合であっても、発表後、個別の研究者と発表内容を超える議論を行う可能性のある場合には、公知の特例が使えない点に留意が必要です。

卒業した元教え子への技術提供

分類：技術の提供

内容

α大学のX教授は、研究室に博士課程で留学してきたY研究員に研究指導を行った。Y研究員は、α大学を卒業後、β大学に戻り研究者として職を得、留学時の研究を継続した。

X教授はY研究員のα大学での研究の延長であるとして、研究室にいた時と同様に実験データの提供を行った。

対処

学部事務担当者からの連絡を受け、輸出管理担当部署がX教授に状況確認を行ったところ、輸出管理手続が必要な取引であることを確認した。詳細な調査の結果、該当技術ではなかったため、法令違反はなかったものの、学内手続の不履行としてX教授に対し厳重注意を行った。

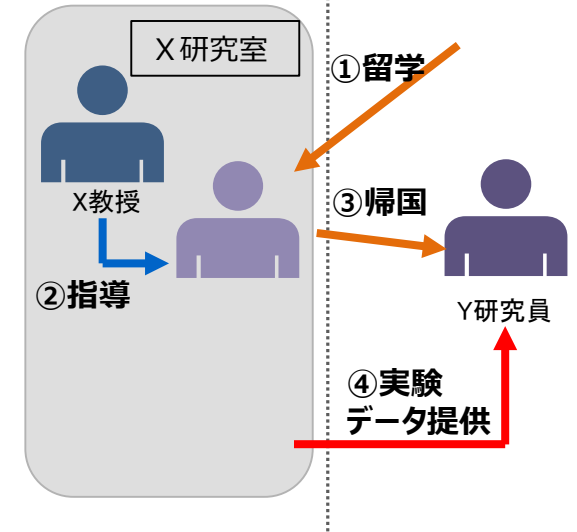
原因

過去に指導した研究員への技術提供に対し、何らかの手続が必要との認識を持っていなかった。

元教え子への技術提供

日本：α大学

B国：β大学



対策・
アドバイス

- ✓ 過去に指導した研究者に対し、卒業後も研究（指導）を継続したり、新たな共同研究を行うことは良くあるケースと思われますが、許可が必要な場合もあります。
- ✓ 指導関係や友人関係といった人間関係に関わらず、外国に所属する研究者に対し技術提供を行う場合には、輸出管理の手続を着実にいきましょう。

貨物の輸出

部局担当者の審査

分類：貨物の輸出

内容

α大学X教授は過去に非該当貨物を複数回、外国に輸出していた。今般、X教授は「該当貨物」を輸出するため、部局の担当者に輸出管理手続きの書類を提出したが、部局担当者は過去と同様の非該当貨物の輸出であると思いこみ、「非該当案件」として決裁処理を行った。

対処

α大学においては、部局で決裁した案件であっても、処理結果を本部の輸出管理担当部署に提出する仕組みとしていたため、この間違いに気がつくことができ、適切に許可手続きを行った。

原因

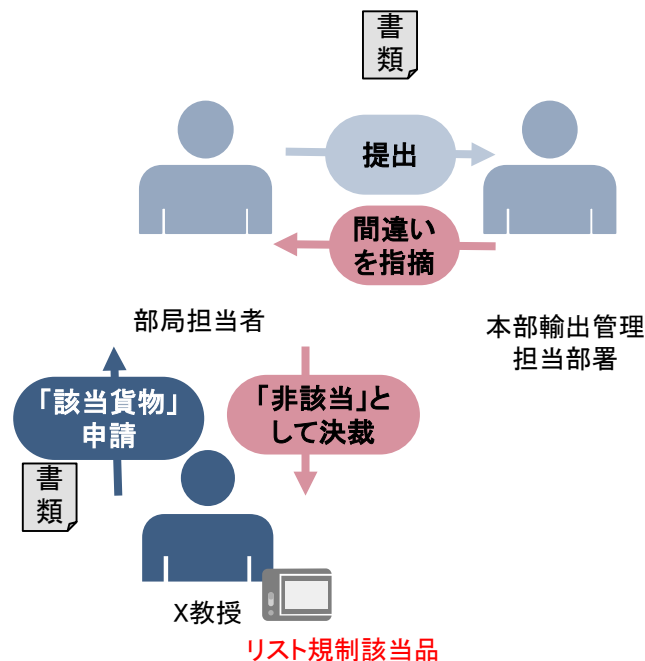
部局担当者が思い込みで作業しており、審査・チェック機能が働いていなかった。

対策・
アドバイス

- ✓ 適切な手続が行えるよう部局職員に対しても教育を行うことが必要です。
- ✓ 部局の決裁で済むケースでも、輸出管理担当部署の確認を行うシステムとすることで無許可輸出を未然に防止できました。

該当貨物の輸出

日本：α大学



許可条件への対応

分類：貨物の輸出

内容

X教員は、A国での調査を実施することとなり、リスト規制該当の装置について、経済産業大臣の許可を取得して輸出した。

この際、「調査終了後に装置を日本に積み戻す」という許可条件が付されており、「履行報告の期限」が記載されていた。

しかし、研究計画の変更などが重なり、履行報告の期限最終日に貨物が日本に到着することが判明した。このままでは積み戻しの履行報告に遅延が発生する恐れがあった。

対処

X教員がフライトスケジュールを変更して期日前に日本に持ち帰り、積み戻しの履行報告を行ったことで遅延を回避した。

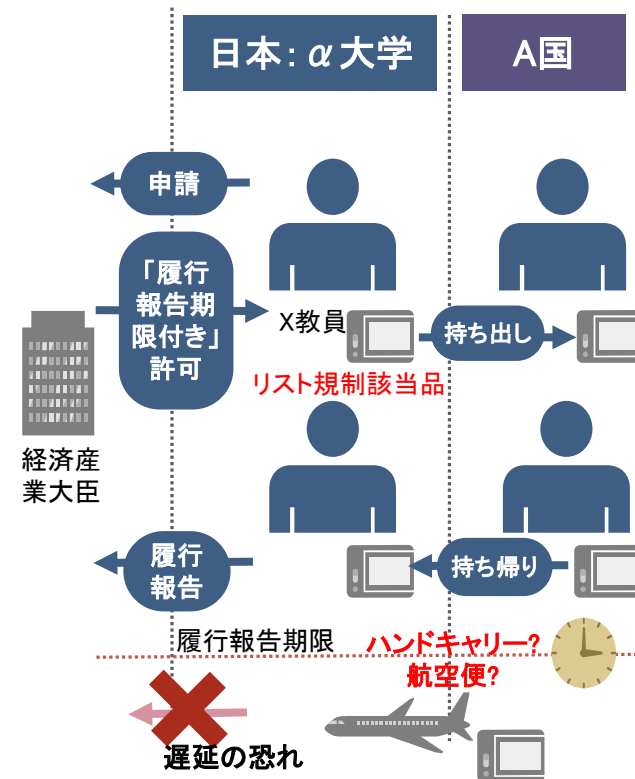
原因

変更の可能性を踏まえた調査計画を策定して、許可申請を行わなかった。

対策・アドバイス

- ✓ 経済産業大臣の許可には許可条件が付されることがあります。
- ✓ 履行報告には期限があるため、スケジュールに余裕をもって調査等を実施する必要があります。
- ✓ 履行報告期限前であれば、報告期限の延長を申請することも可能です。

外国への装置持ち出し



装置に内蔵されている部分品

分類：貨物の輸出

内容

α大学ではA国β大学との大学間交流協定に基づき、A国においてロボットのデモンストレーションを実施する計画を進めていた。

ロボットを輸出しようとする際、リスト規制に該当する角速度・加速度センサーがロボットに内蔵されていることが判明し（メーカーカタログにもリスト規制品であることが明記されていた）、慌てて学内手続の申請を行った。

対処

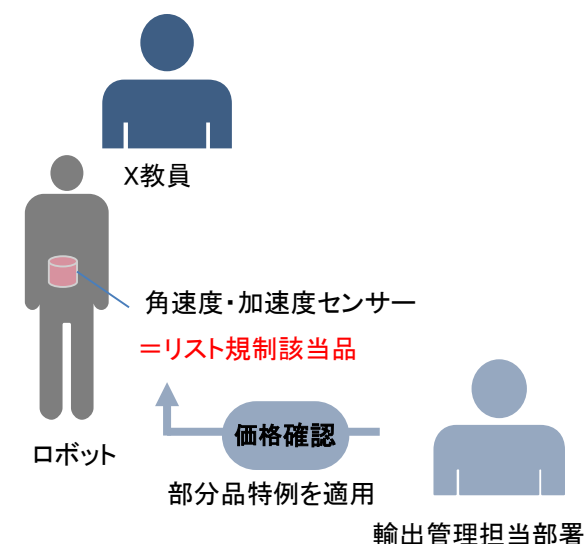
輸出管理担当部署では、ロボットの価格とセンサーの価格を確認し、センサーが主要な要素になっていない（ロボットの価格の10%を超えない）ことを確認し、規制に該当しないものと判断。輸出を行った。

原因

装置に内蔵されている部分品についても規制に該当し得るとの認識が不足していた。

A国でのロボットのデモンストレーション

日本：α大学



対策・アドバイス

- ✓ 輸出などに関する案件が発生した場合、早めに輸出管理手続きを実施することが必要です。
- ✓ 部分品特例により許可が不要になるケースもありますが、特例の適用可否については教員のみ判断に頼らず、輸出管理担当部署で適切に判断するようにしましょう。

自作品の輸出

分類：貨物の輸出

内容

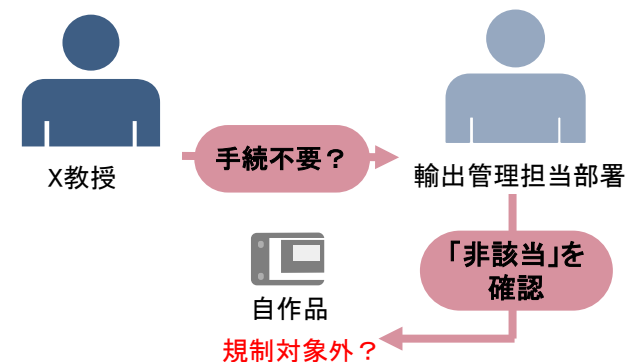
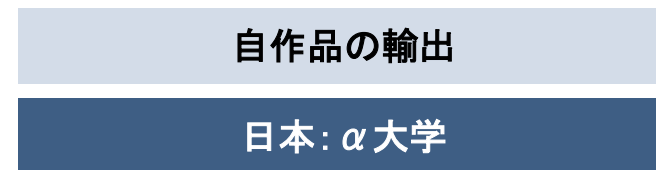
X教授は、大学で輸出管理が運用されていることは知っていたが、自作した測定装置を輸出管理手続きを経ずに海外に持ち出した。

対処

事後に知った大学の輸出管理担当部署の職員が測定機器の仕様や相手先、用途を確認した結果、リスト規制、キャッチオール規制に該当しないことを確認した。

原因

X教授は自作品は規制対象外と誤解していた。



対策・アドバイス

- ✓ 自作品であっても輸出管理の対象になります。
- ✓ 自作品の該非判定は各々の大学で実施する必要があるため、時間がかかる場合があります。
- ✓ 輸出などに関する案件が発生した場合、早めに輸出管理手続きを実施することが必要です。

外国の研究者からの送付依頼

分類：貨物の輸出

内容

X教員はA国α大学のY教員からある物品のサンプルを入手したいと依頼を受けた。Y教員によるとその物品は『A国では容易には購入できないので、日本でメーカーから購入して送ってほしい』とのことであった。X教員とY教員は元々β大学の同じ研究室で学位を取得した関係で、卒業後も研究情報のやり取りをしていた。

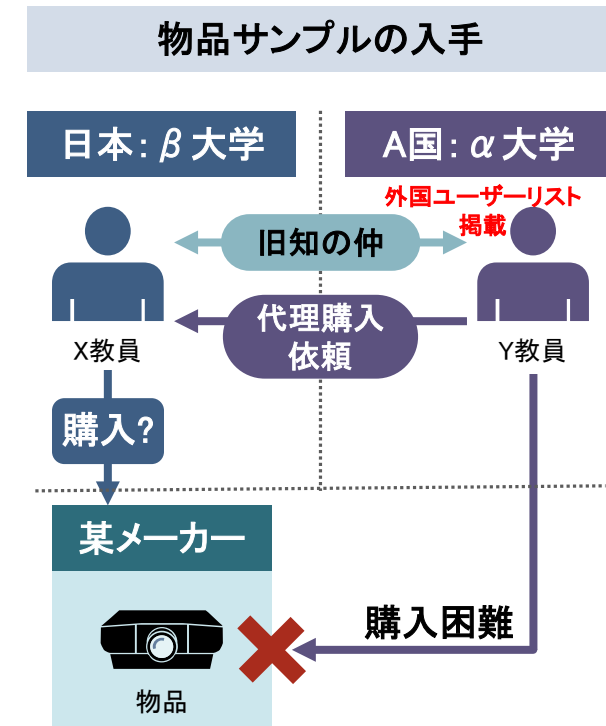
X教員はα大学が外国ユーザーリストに掲載されていることに気付き、輸出管理担当部署に問い合わせた。

対処

輸出管理担当部署は、該非判定を行うとともに、キャッチオール規制の観点からも厳重に確認を行うべき案件であることを助言した。X教員はこの助言を受け依頼を断った。

原因

α大学が外国ユーザーリストに掲載されていない場合は見過ごし、無許可輸出を行う可能性があった。



対策・アドバイス

- ✓ 卒業後の人的つながりから、意図しない無許可輸出に巻き込まれる可能性があります。
- ✓ 具体的には、卒業後のサンプル提供（輸出）や情報交換（技術提供）等が規制に該当する可能性があることを周知しましょう。

メーカーの該非判定書の確認

分類：貨物の輸出

内容

X教授から輸出管理手続きの申請があり、該非判定についてはメーカーの該非判定書どおりに非該当としていた。

部局の担当者は、メーカーの該非判定書の内容を十分に確認せずに、非該当として審査を完了した。

輸出管理担当部署が、メーカーの該非判定書の内容を精査したところ、該当品の可能性があるとしてX教授に確認を行った。

対処

X教授がメーカーに問い合わせたところ、判定が間違っており、「該当」であると修正された。

原因

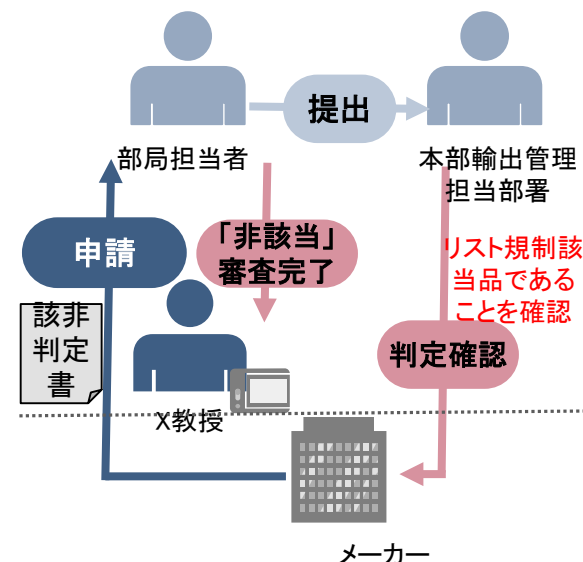
X教授がメーカーの判定書の内容を踏まえて自ら判定することを怠った。
部局担当者も内容を確認しなかった。

対策・
アドバイス

- ✓ たとえメーカーや販売代理店が該非判定を間違えた場合であっても、外為法違反の責任を問われるのは、技術の提供や貨物の輸出を行う者になります。
- ✓ 外部から該非判定書を入手した場合であっても、該非判定の内容を、自らの責任で確認してください。
- ✓ 部局の確認に留まらず、輸出管理部署の確認を行うことで無許可輸出を防げました。審査を多段階で実施するようにシステム設計することは有効な取り組みです。

メーカー製造品の輸出

α大学



ウイルス等の確認

分類：貨物の輸出

内容

ワクチンを研究しているX教授から「フラビウイルス」の輸出申請があった。

申請書では「非該当」と判断されていたが、輸出管理担当部署がX教授に詳しい内容をヒアリングした結果、「フラビウイルス属の日本脳炎ウイルス」を輸出する案件であることが判明、「日本脳炎ウイルス」は規制に該当するウイルスであった。

対処

経済産業大臣の許可を取得して無事に輸出を行った。

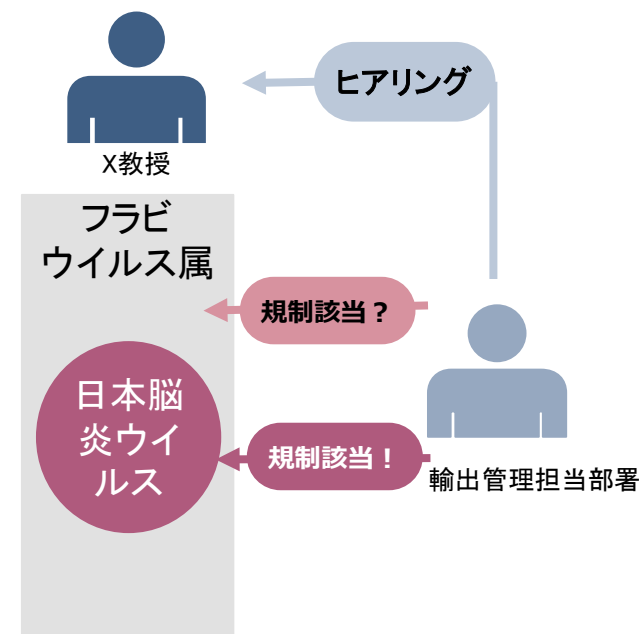
原因

属名と種名（又はウイルス名）の両方を確認することを怠った。

対策・
アドバイス

- ✓ ウイルス等のチェックにおいては、属名と種名（又はウイルス名）の両方を確認する必要があります。
- ✓ 輸出管理担当部署で判断が難しい場合には、技術の内容に詳しい教員に問い合わせて、確認を行うことも大切です。

ウイルスの輸出



部分品、附属品の確認

分類：貨物の輸出

内容

X教授からドローンの輸出申請書が提出され、申請書において「非該当」と判断していた。

輸出管理担当部署は申請書に添付されたカタログの仕様を確認したところ、このドローンはハイスペックの「全地球航法衛星システムを利用した位置情報取得システム」を部品として搭載していることが分かった。当該システムはドローン専用ではなく航空機用にも使用されていることも判明した。

対処

輸出管理担当部署は当該システムは「該当」するものと判断し、この点をメーカーに照会した結果、該当であるとの回答があった。

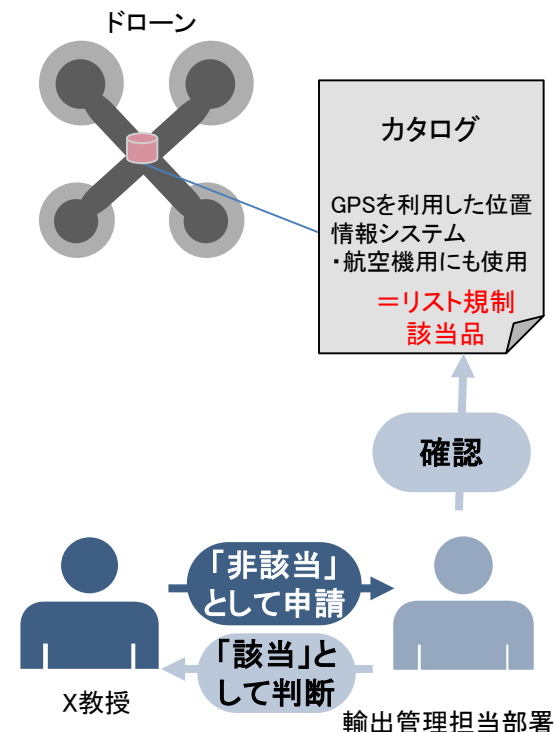
原因

X教授は、部分品・付属品に着目した該当非判定を行わなかった。また、メーカーから該当非判定書の入手を行わなかった。

対策・
アドバイス

- ✓ 装置等の該当非判定では、その部分品、附属品にも注意する必要があります。
- ✓ 必要に応じてメーカー等から該当非判定書を取得して確認することも一つの方法です。
- ✓ なお、メーカー等から取得した該当非判定書は鵜呑みにせず、大学においてカタログで内容を確認することが必要です。

ドローンの輸出



体制整備と大学間連携

分類：貨物の輸出

内容

α大学のX教授は、大学間の連携事業で国内のβ大学と共同して海外の展示会に参加することとなり、展示物を持参しようと考えた。

X教授は輸出管理を知っており、展示物がリスト規制品であろうとの感触を持っていたが、α大学には輸出管理体制がなく、過去に許可申請を行ったこともなかったのでβ大学の輸出管理担当部署に相談した。

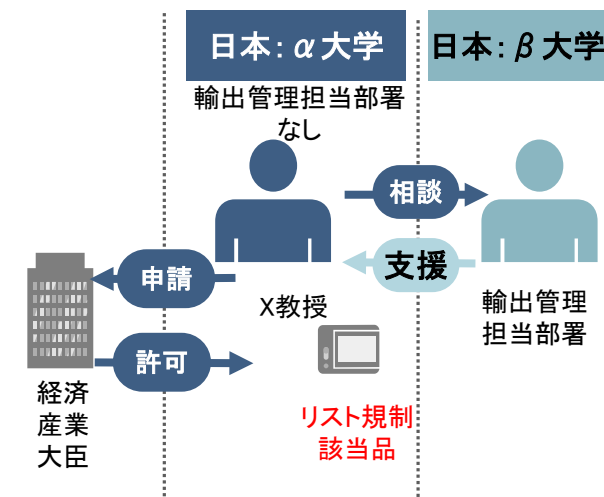
対処

β大学は大学間連携協定に従い支援を行い、X教授にメーカーから該非判定書入手するよう提案し、リスト規制物品であるとの回答を受け、α大学として該当貨物であると判断した。さらに、β大学はα大学に個別許可申請の方法を伝え、α大学が許可を得て、展示物を持参し、展示会に参加することができた。

原因

α大学に輸出管理体制がなかった。

共同での海外展示会への参加



対策・アドバイス

- ✓ 輸出管理体制を持たない大学は、所属する教員に無許可輸出をさせる可能性があり、研究活動を阻害することにもなりかねません。
- ✓ 輸出管理を行うべき研究活動等の少ない大学は、専門性や経験の蓄積に乏しくなりがちであることから、大学間連携や地域ネットワークへの参加や活用により、より適切な輸出管理を行うことが推奨されます。

外国人研究員の法令理解

分類：貨物の輸出

内容

α大学大学院修了の研究者Xは、α大学の研究者として在籍しつつ、母国であるA国のβ大学の教員となっている。

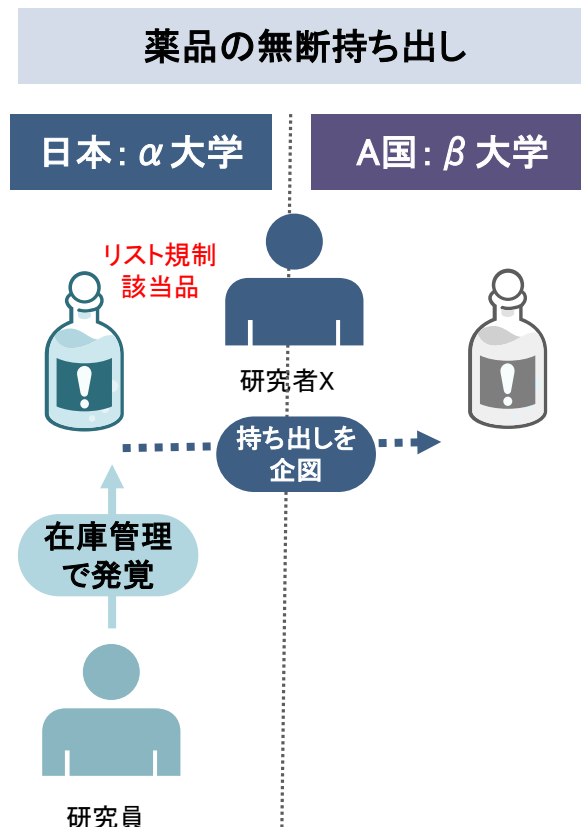
研究者Xが、β大学での研究の目的で、リスト規制品である薬品のボトルを、α大学の受入教員に無断で持ち帰ろうとしていたが、α大学の別の研究員による研究室の在庫管理で在庫の不一致を発見したことから、このことが発覚した。

対処

輸出管理担当部署は、X本人に確認を行い、現物を回収した。また、学部に対して法令遵守を求めると共に、在庫管理の徹底の教育を求めた。

原因

外国人研究員の外為法を含む法令等への認識不足があった。



対策・アドバイス

- ✓ 留学生や外国人研究者に関しては、法令の理解、文化や習慣、価値観が異なる場合があります。細かい対応が必要です。
- ✓ 研究室にある薬品等について、在庫状況を把握し、持ち出し等を厳重に管理することは、毒物・劇物管理等の点のみならず輸出管理の点からも必要です。

特別な施設や管理を要しない物質への注意

分類：貨物の輸出

内容

貨物等省令では「重水素又は重水素化合物であって、重水素の原子数の水素の原子数に対する比率が五、〇〇〇分の一を超えるもの」を規制しており、原子炉用途でない、重水素化合物であっても一律規制されている。

しかし、研究者Xはリスト規制品であることを知らずに研究に使用しており、海外の研究者間でやり取りされる可能性があった。

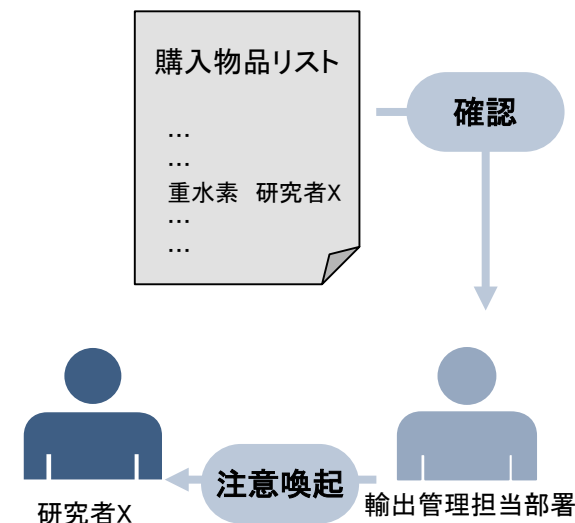
対処

学内の購入物品のリストから重水素化合物を取り扱う研究者を割り出して、直接訪問して注意喚起し、無許可輸出を未然に防いだ。

原因

重水素化合物は放射性を持たない安定同位体であり、市販されているため、研究者Xはリスト規制品ではないと思い込んでいた。

購入物品リストからのリスト規制品の割り出し



対策・アドバイス

- ✓ 重水素化合物に限らず、取り扱いに特別な施設や技術を必要とせず取扱いが容易な規制対象貨物については、手続きが見逃されがちです。
- ✓ 大学事務局・調達係との連携により、購入する機器類、薬品類のリストを確認することにより、規制対象の貨物をチェックし、教員に注意喚起を行うことができます。

該非判定のし忘れ

分類：貨物の輸出

内容

X教員が海外での共同研究で使用する真空ポンプを海外に送るため、国内の通関業者に委託した。X教員は該非判定を行わず、通関業者も該非判定書を添付することなく通関申告したため、税関審査が中断した。

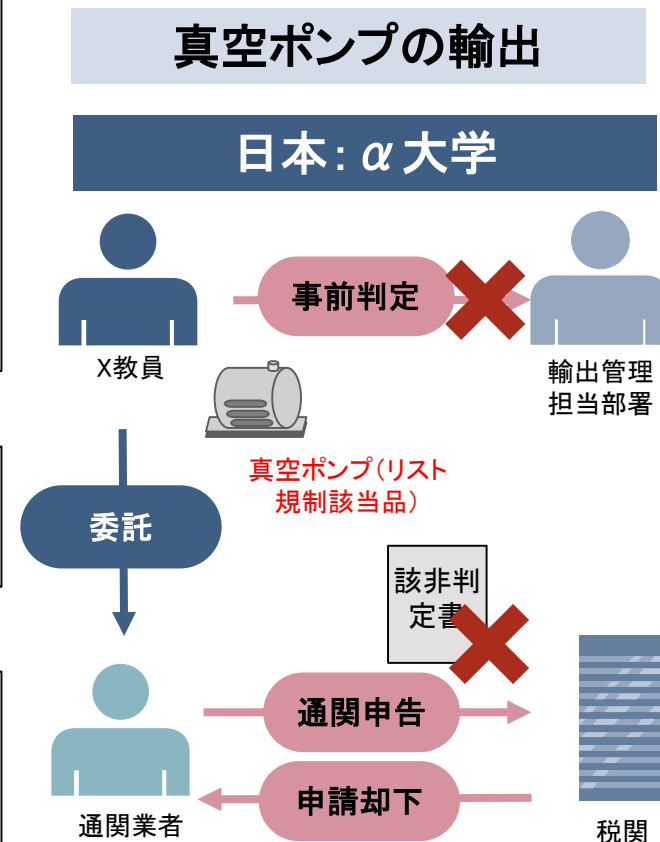
税関から教員と通関業者が事情聴取のため税関に呼び出され該非判定を行っていないことが判明した。

対処

通関申請は却下され、真空ポンプを送付することができなかった。

原因

海外に貨物を送る際には該非判定が必要であることをX教員が理解していなかった。



対策・
アドバイス

- ✓ 貨物を輸出する際の学内手続きについて周知・徹底する必要があります。
- ✓ 該非判定書の作成は、輸出者である教員・研究者(大学・研究機関)の責任で行います。
- ✓ 必要な手続きをせずに通関申告を行うと、輸出できないこともあります。

持ち帰る貨物の管理

分類：貨物の輸出

内容

X教員は、A国でのフィールドワークを行うために観測用機材の発送を輸送業者に依頼した。現地での観測は自ら行い、観測終了後、機材はすべて日本に持ち帰る予定であったため輸出管理手続きを行わなかった。

輸送業者から機材が規制に該当しないことの証明書類の提出を求められたため、メーカーに該非判定書を要請したところ、機材のうち「CCDカメラ」が規制に該当することが判明した。

対処

教員Xは、学内の輸出管理担当部署に相談し、急ぎ取引審査票を提出した上で、経済産業省に許可申請を行い、出発までに許可を得ることができた。

原因

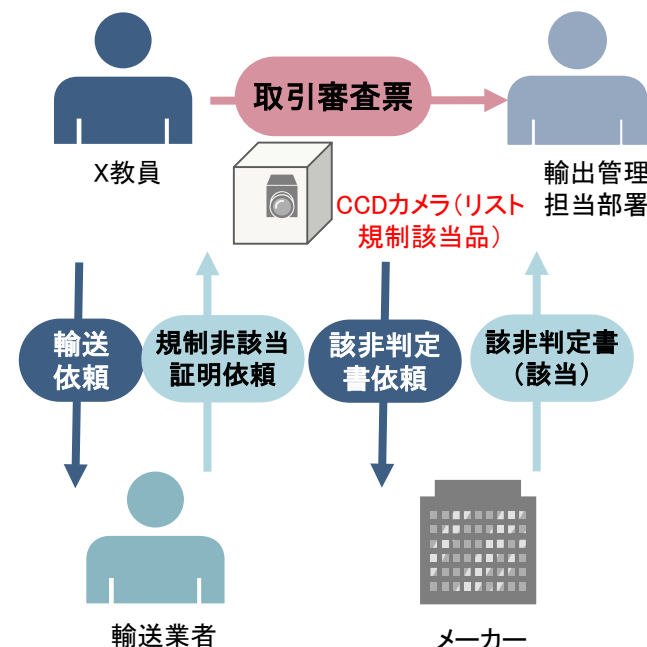
X教員は、持ち帰る場合でも規制の対象であることを認識しておらず、該非判定を怠った。

対策・
アドバイス

- ✓ 「輸出」という用語の一般的なイメージから、持ち帰り部品には規制が適用されないと思いがちです。
- ✓ 持ち帰る場合であっても、輸出管理の確認や手続きを行う必要があることを教職員に徹底する必要があります。

海外でのフィールドワーク

日本：α大学



外国に返送する貨物の管理

分類：貨物の輸出

内容

X教員は、A国のα大学のY研究員を受入れて日本で共同研究を実施した。この際、A国のα大学から共同研究に必要な機材を日本に持ち込むこととした。

共同研究終了後に、X教授は持ち込まれた機材を日本からA国に返送したが、元々A国から持ち込まれた機材であったため、輸出について特に注意を払わず、輸出管理手続きを行わなかった。

対処

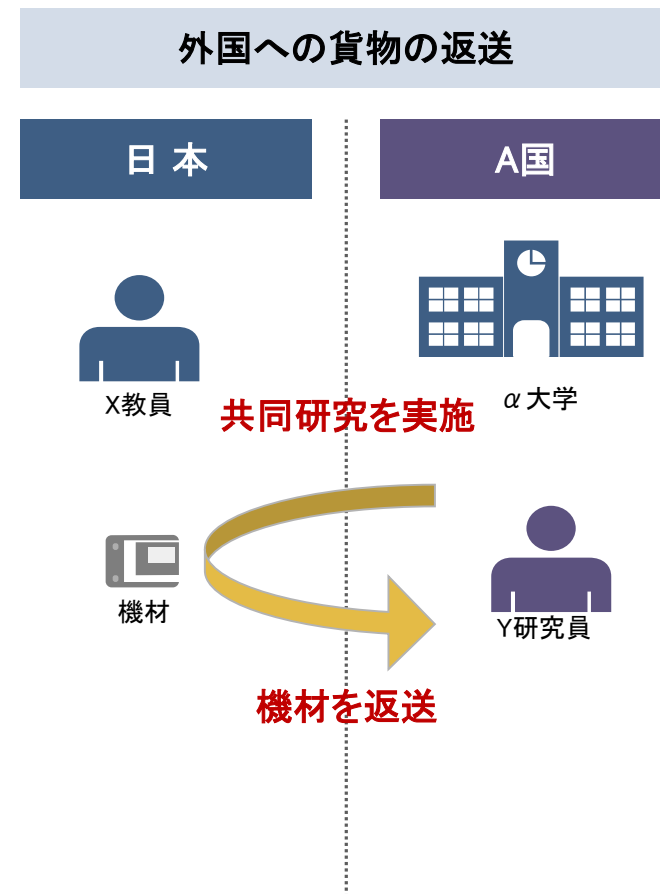
事後に知った大学の輸出管理担当部署の職員が、既にA国に帰国していたY研究員に機材の仕様等を確認し、リスト規制、キャッチオール規制に該当しないことを確認した。

原因

X教員は、外国から持ち込まれた機材を返送する場合でも規制の対象であることを認識しておらず、該非判定を怠った。

対策・
アドバイス

- ✓ 「返送」は貨物を元あった国に戻す行為であることから、規制が適用されない思いがちです。
- ✓ 外国から持ち込まれた機材を返送する場合であっても、輸出管理の確認や手続きを行う必要があることを教職員に徹底する必要があります。



留学生受け入れ

国費留学生の受入内諾に係る手続き

分類：留学生受け入れ

内容

A国籍の外国人を国費留学生（大使館推薦）として受け入れるために受入教員から部局経由で受入内諾書を在A国日本大使館に提出したものの、その時点では実際の受け入れは次年度となるため、受け入れのための事前確認シートを輸出管理担当部署に提出しなかった。

対処

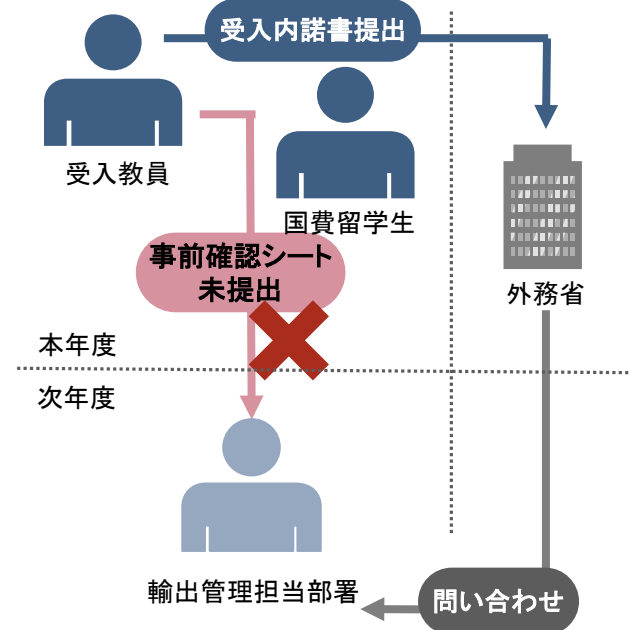
受入内諾書提出後に、外務省から査証発行に関して大学としての輸出管理の状況などについての照会が輸出管理担当部署にあり、手続き未実施であることが判明した。

原因

内諾段階での輸出管理手続きを怠った。

国費留学生の受け入れ

日本：α大学



対策・
アドバイス

- ✓ 受け入れ内諾の場合であっても確実に輸出管理上の確認を行った場合のみ内諾書を発行するといった管理体制の構築が必要です。

外国ユーザーリスト掲載機関への短期留学の経歴

分類：留学生受け入れ

内容

α大学では、A国からの留学生Xを受入れた。

受入れ後に、留学生Xが、3か月間、外国ユーザーリスト掲載のβ大学で研修を受けている経歴があることを留学生担当部署の職員が発見し、輸出管理担当部署へ連絡をした。

輸出管理担当部署は指導教官であるY教員と留学生Xについて確認を行った。

対処

β大学には短期間の研修であり所属関係が認められないこと、提供技術等が非該当であること、及び研究テーマと掲載機関の懸念区分にも一致しないことから、特に問題はないと大学として判断した。

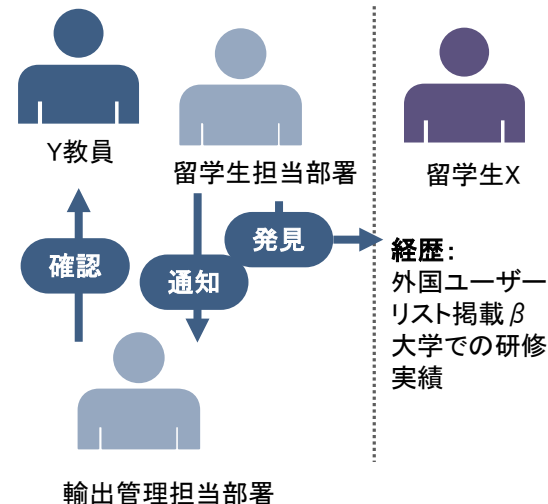
原因

留学生Xの受け入れ段階での輸出管理の必要な審査が行われなかった。

留学生の受け入れ

日本：α大学

A国



対策・
アドバイス

- ✓ 今回の問題を契機に受入審査における安全保障上の確認体制の見直しが必要です。
- ✓ 留学の事前審査において、経歴の確認が不足していたため、事後的に確認が必要になりました。
- ✓ 留学生担当部署との連携により、詳細な審査が必要なケースだと判明しました。
- ✓ 事後的にも審査が必要な事実を認識した際には、適切に審査を行い、これまで及び将来の提供技術の内容を決定していく必要があります。

学生受入に係る学内他部署との連携

分類：留学生受け入れ

内容

留学生担当部署から、「受入を把握できていない学生が学内にいる」旨、輸出管理担当部署に連絡があった。

輸出管理責任者が担当教員Xを訪問しヒアリングしたところ、共同研究先のβ大学から、学生Yの短期間の訪問を受け入れ、滞在していることが判明した。

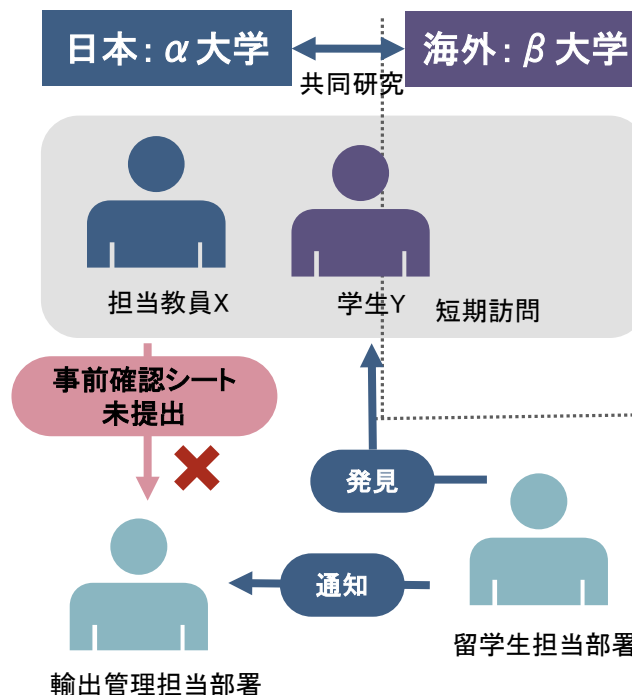
対処

担当教員Xに事前確認シートを提出させ、輸出管理担当部署で審査したところ、規制技術の提供はないことを確認した。

原因

担当教員Xは受入手続き及び輸出管理手続きを行っていなかった。

共同研究先からの学生受け入れ



対策・アドバイス

- ✓ 教員の認識不足により、受け入れにおける情報共有や申請が十分でなく、教育の徹底が必須です。
- ✓ 学内連携により遅くなりながらも輸出管理上の確認ができました。違反や違反のおそれのある場合は、経済産業省に報告しなければなりませんので、事後であっても確認をすることが必要です。

短期留学生及び付き添い教員への対応

分類：留学生受け入れ

内容

X教員から、資金供与機関αの制度を利用して、大学のサマースクールに外国ユーザーリスト掲載大学から学生と教員グループを招聘する旨の事前確認シートが申請された。

機関αからの付帯条件には「経済産業省の指定する外国ユーザーリストに登録されているため、外為法の規制を踏まえた留意を行うこと」があった。

サマースクールは短期受入留学生に基礎的な授業（公知）を行う内容であるが、付き添いの教員グループとの学术交流が予想された。

対処

輸出管理担当部署より、双方の研究者の研究テーマを確認したところ、提供する可能性のある技術が懸念区分に該当するおそれがあるテーマが含まれていたため、滞在期間の対応策として関係する研究室の徹底した施錠管理と技術提供の禁止を要請し、提供技術は公開済みのカリキュラム内の教材の内容のみとした。

原因

（特になし）

対策・
アドバイス

- ✓ 短期留学生には公知の技術の提供を行うことの確認に留まらず、その他の来訪者（付き添い教員）への技術提供を行う場合は確認を行う必要があります。

学生と教員グループの招聘

日本

学生への講演

- 公知情報のみ

教員グループとの交流

- 学术交流

懸念区分該当
の可能性



X教員

対策？



研究室

海外

ユーザーリスト
掲載大学



留学生



教員グループ

研究者受け入れ

部署間の連携

分類：研究者受け入れ

内容

X教員による外国人研究者Yの受け入れについて、輸出管理上の手続きは行っていたが、審査が未完了のまま、教授会で受け入れ決定が行われた。

その後、研究テーマが機微な技術分野に該当し得ること及び研究者Yの経歴に外国ユーザーリスト掲載機関での研究実績があることが判明した。

対処

提供予定技術の該非判定結果（非該当）や外国ユーザーリスト掲載機関での経歴などについて取りまとめ、経済産業省に相談したところ、許可は不要であることが確認できた。

しかし、確認に時間がかかったことから、受け入れ時期が遅延し、さらに研究期間が短縮される等研究計画に大きな変更を行うこととなった。

原因

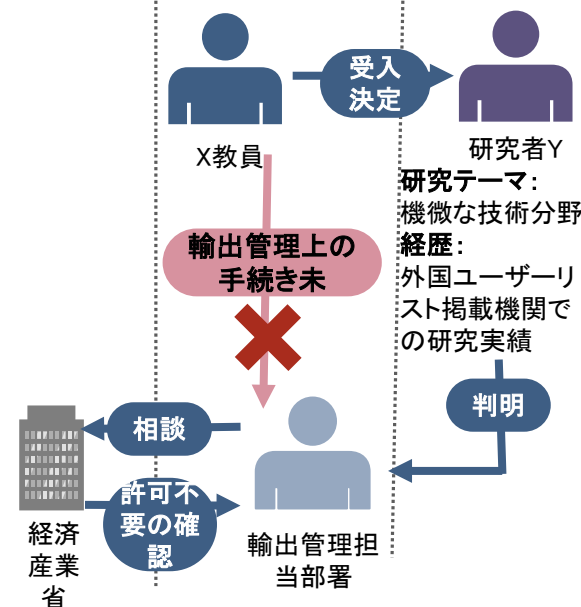
輸出管理上の手続きと受入れ手続きとが独立して行われていた。

対策・
アドバイス

- ✓ 既存の受け入れ審査手続きと輸出管理上の手続きは独立して行うのではなく、審査が終了しなければ受け入れの最終決定を行えないといったシステム設計を検討しましょう。
- ✓ 特に、懸念情報のある候補者は、確認に時間を要するため、早めに手続きを開始する必要があります。

外国人研究者の受け入れ

日本：α大学



理系の規模の小さい大学における外国人研究者の受け入れ

分類：
研究者受け入れ

内容

α大学は、留学生は文系中心で、理系の留学生は少ないことから、留学生の受け入れについて輸出管理の観点での事前確認シートによる確認は行っていなかった。

一方、理系の研究の中には機微技術を扱っているものがあり、輸出管理担当部署が機微技術を含む学内の研究分野を把握していた。

X教員から、海外の懸念国からの研究者Yを現地の組織に所属のままで短期間受け入れることになったとの相談が輸出管理担当部署へ持ち掛けられた。研究者Yが希望する研究テーマが輸出管理担当部署で把握している機微研究分野に合致した。

対処

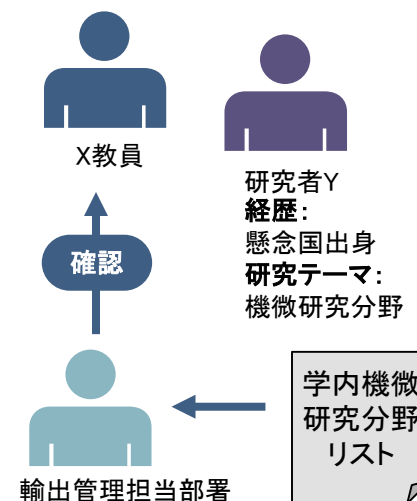
輸出管理担当部署は、X教員に対し研究者Yに提供する予定の技術について機微技術に該当するか確認を行い、問題ないことを確認した。

原因

(特になし)

外国人研究者の受け入れ

日本: α大学



対策・
アドバイス

- ✓ 理系の規模が小さい大学・研究機関であっても、事前確認を行う体制整備が必要です。
- ✓ 今回は、輸出管理担当部署が教員から相談を受けられる体制となっていたことから機微技術の提供の有無を確認し、法令違反を防ぐことができました。
- ✓ 組織内の機微な研究分野を把握していたことから素早い対応が可能になりました。理系の規模の小さな大学においては機微技術の所在の把握も有効な取り組みの一つです。

外国ユーザーリスト掲載機関からの受入れ

分類：研究者受け入れ

内容

α大学における資金供与機関βへの外国人研究者の申請は、受入予定教員から電子申請で行うこととしており、受入予定教員Xから申請が行われた。

機関βからα大学の受入担当部署へ「α大学から申請のあった外国人研究者YがA国（懸念国）の外国ユーザーリスト掲載大学に所属している。輸出管理上の確認はしているのか？」との連絡があった。

連絡を受けた輸出管理担当部署が確認したところ、教員Xは輸出管理上の手続きを行っていないことが判明した。

対処

A国の大学の懸念区分と外国人研究者Yの予定されている研究テーマが一致していた。許可申請は時間的に間に合わないので、受入予定の教員Xと相談し、受入れを断念した。

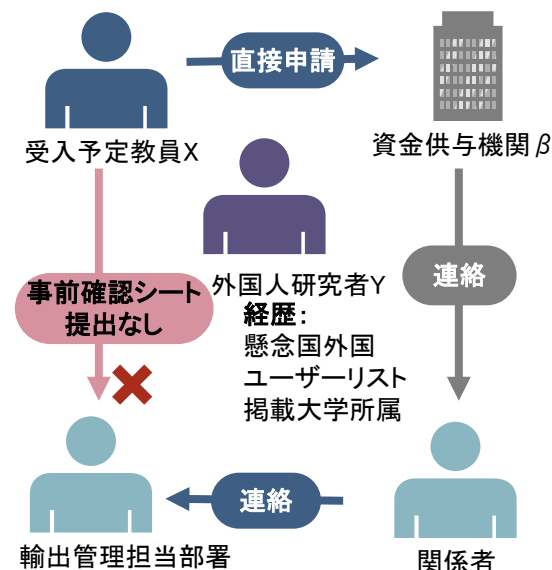
原因

教員Xは、資金提供機関への申請に当たり、輸出管理手続きを行わなかった。

対策・
アドバイス

- ✓ 資金供与機関βへ申請する前に、輸出管理上の確認を行うシステムを構築し、関係部署に周知徹底する必要があります。
- ✓ 留学生や研究者の受け入れは様々な様態があり得ますが、どのようなケースであっても、輸出管理上の確認がなされるようシステム設計が必要です。

資金供与機関への外国人研究者の申請



研究者の受け入れにおける履歴の確認

分類：研究者受け入れ

内容

X教員より、A国（輸出令別表第3の地域）の大学に在籍する研究員Yの受け入れの申請があった。部局輸出管理担当部署で事前確認を行い、疑義なしと判定し一次審査で終了し、受け入れを行った。その後、大学本部の定期監査により部局保管の履歴書を確認したところ、研究員YがB国（懸念国）出身者であることが判明した。

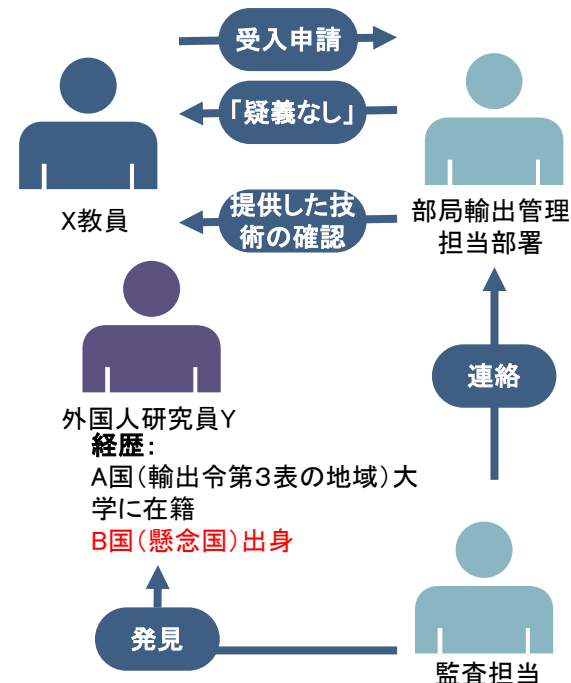
対処

部局輸出管理担当部署では、X教員に対し、研究員Yにこれまで提供した技術の確認を行った。リスト規制・キャッチオール規制に該当するような技術提供はなく、今後の予定もないことを確認した。

原因

X教員は、現在在籍している大学の所属国しか確認しなかった。

輸出令別表第3の地域からの 研究員受入



対策・ アドバイス

- ✓ 事前確認シートに懸念国からの受け入れであるかを確認する項目を設け確認を行います。
- ✓ 一次審査を行う部局の審査は未記載事項がないか、記載事項が正しいか等十分注意して行う必要があります。
- ✓ 事前審査の帳票の見直し、一次審査で終了する案件でも、本部へ帳票を提出すること、本部の確認を受ける等の対応が必要です。

国際協定・共同研究

共同研究契約のない共同研究

分類：国際協定・共同研究

内容

海外の大学や研究機関等との共同研究において、研究費の受入れ等がないため、共同研究契約を締結していなかった。

研究者Xは、外国の国際会議（公知の技術提供あり）に参加した後、共同研究先である研究者Yと打合せを行うことを予定し、海外出張申請に伴う事前確認シートを提出した。

対処

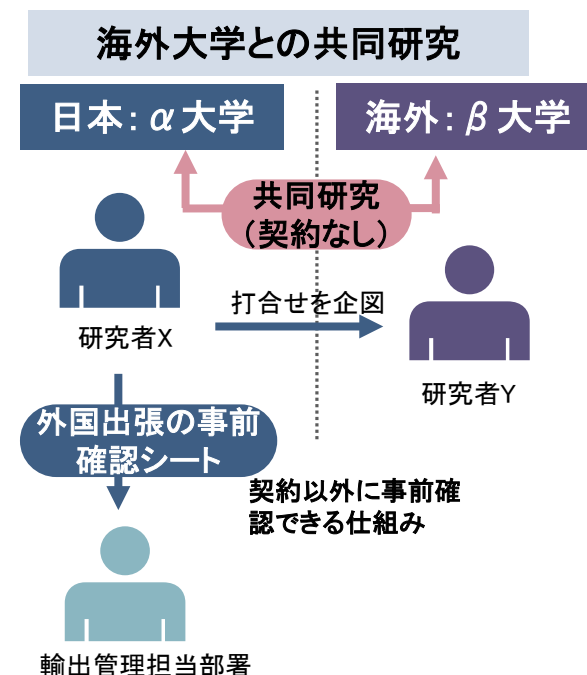
輸出管理担当部署は、公知の技術提供判断の適切性の確認だけでなく、共同研究についても輸出管理の観点から確認を行い、今回の打合せ内容や共同研究の内容にリスト規制やキャッチオール規制の対象となる技術提供がないことを確認した。

原因

契約を伴わない共同研究の開始時点で輸出管理手続きを実施しなかった。

対策・アドバイス

- ✓ 共同研究の場合、契約を行う場合は契約書締結の前に書類が回るため、安全保障上の確認もできる、との運用を行っている大学はこのようなケースに対応できません。
- ✓ 共同研究は契約の有無にかかわらず検討開始段階で安全保障上の確認ができるようシステム設計し、教員等が自主的な確認を必ず行うようリテラシーを高めることが必要です。
- ✓ このケースでは出張申請と事前確認シートが関連づけられており、把握できたという点では評価できます。



共同研究の検討、トップの意識

分類：国際協定・共同研究

内容

α大学のトップが、大学間プロジェクトとして、海外のβ大学が外国ユーザーリスト掲載機関であることに気づかず、懸念区分に関する可能性が高い共同研究を複数行うことを計画していた。このプロジェクトに向けた打合せのため、β大学での打合せのための外国出張の申請の際に提出された事前確認シートにより、はじめて、輸出管理担当部署が事態を把握した。

対処

輸出管理上の懸念点等を議論・検討した結果、懸念が払拭出来ないことから、大学間プロジェクトは実施されないこととなった。

原因

共同研究の相手方に対する情報の確認不足。

対策・アドバイス

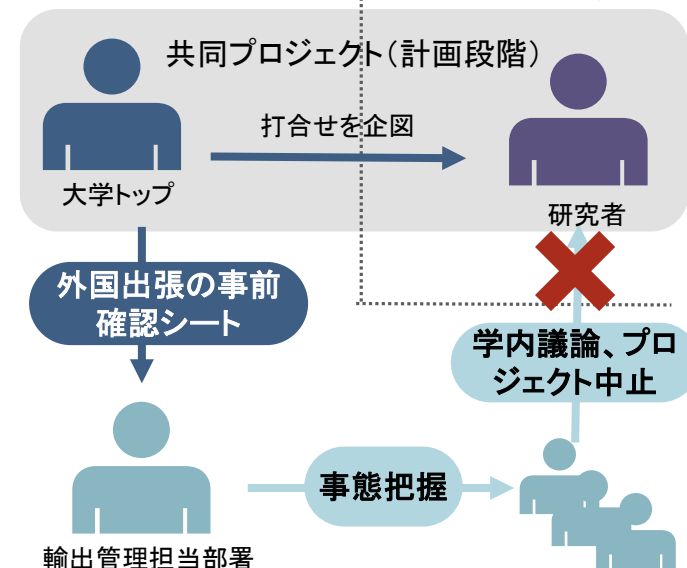
- ✓ 国際共同研究の検討開始の段階で確認できるようシステム設計が必要です。
- ✓ 大学トップも管理の対象となるだけでなく、多くの場合、輸出管理最高責任者であるため、高い意識・理解が必要です。
- ✓ このケースでは出張申請と事前確認シートが関連づけられており、把握できたという点では評価できます。

海外大学との共同プロジェクト

日本：α大学

海外：β大学

ユーザーリスト掲載機関



機関間合意に基づく外国でのインターンシップ

分類：国際協定・共同研究

内容

α大学のX教授の日本人学生Y(居住者)は、A国の企業に所属しB国のβ大学の非常勤講師を務めるZ教授の指導の下、β大学でインターンシップを行う計画であった。β大学は、外国ユーザーリスト掲載機関である。

本インターンシップに関して、α大学とA国企業の共同教育活動実施合意書の締結を検討し、合意直前に学内の輸出管理部署への相談があった。合意書の相手先はA国企業であるが、外国ユーザーリスト掲載機関であるβ大学への規制技術の提供が懸念された。

対処

輸出管理担当部署は、X教授を通じ、学生Yが未公開技術をB国で提供する際は、必ずα大学の輸出管理のチェックを受けること、インターンシップ中はA国企業、α大学、及びβ大学の技術のコンタミネーションが生じないように留意することを確認した。

原因

特定の技術提供予定技術が不明であることから、手続が締結直前まで行われなかった。

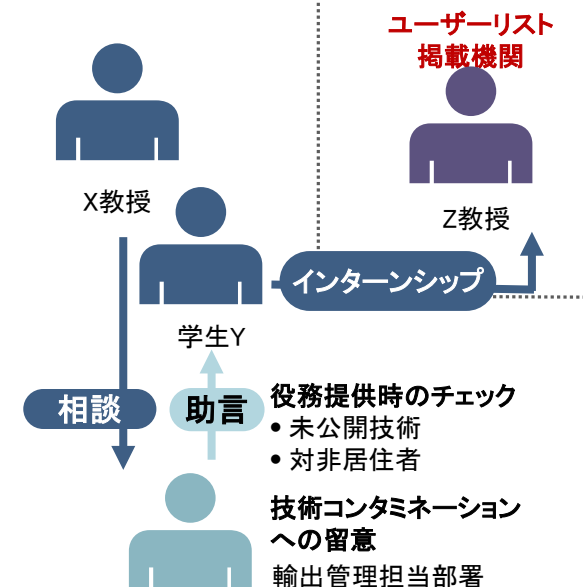
対策・
アドバイス

- ✓ 共同研究契約だけでなく、技術の提供が想定される学生交流等の協定や合意においても管理の対象とすることが必要です。
- ✓ 留学生の受入れだけでなく、派遣の場合もカバーできる学内審査体制の構築、審査資料の整備及び学内への周知が必要です。

学生の海外インターンシップ

日本: α大学

B国: β大学



共同研究相手機関の研究員のクロスアポイントメント

分類：国際協定・共同研究

内容

α大学のX教授は、共同研究相手先であるβ大学のY研究員を受け入れてβ大学との共同研究を行った。Y研究員はα大学と雇用契約を結び、β大学とも雇用契約を結んでいるクロスアポイントメントの状態である。

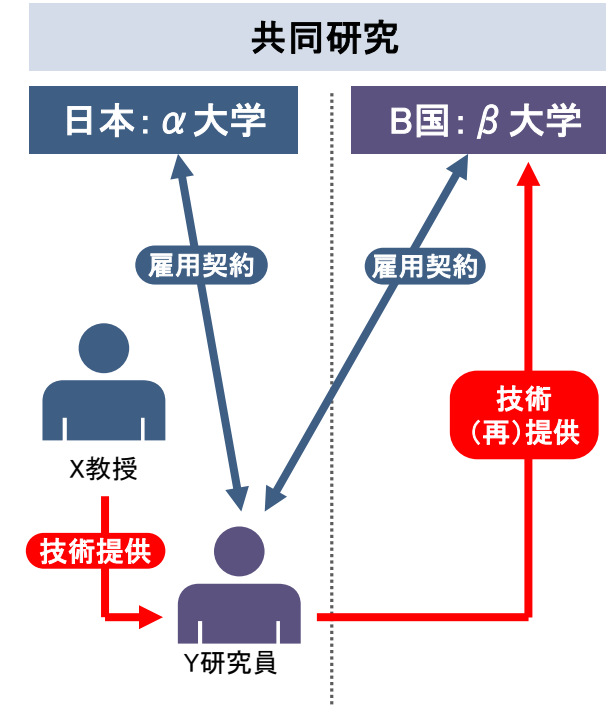
X教授はα大学とY研究員との間に雇用契約があるため、居住者への技術提供と判断し、必要な学内手続を行わないまま技術提供を行った。

対処

輸出管理担当部署からX教授に状況確認を行い、雇用契約がある場合でも、当該提供技術が①β大学に対する提供と考えられる場合、または②再提供することが明らかな提供である場合には、規制される技術提供に当たるため、学内手続を行うよう求め、事後的に手続を行った。

原因

研究員個人の居住性のみで判断を行い、組織提供・再提供の可能性の検討を怠った。



対策・アドバイス

- ✓ 本来、共同研究締結前に技術提供について規制の有無を確認しておくべきケースです。
- ✓ 締結後に技術提供を行う場合は、まずは、個人に対する提供なのか、組織に対する提供なのかを判断し、組織に対する提供であれば規制される取引となります。また、個人に対する提供であっても、外国に再提供される場合は規制されますので注意が必要です。
- ✓ 日本において雇用契約があっても技術提供を行う際にはケース毎に適切な判断を行いましょう。

ヒヤリハット事例集への問合せ及び新たな事例の連絡先

このヒヤリハット集は、今後も新たな事例を加えて更新します。

大学・研究機関の皆様からの新たな事例の紹介をお願いします。
連絡先は

安全保障貿易管理課 TEL : 03 - 3501 - 2800

(大学指導班)

Email : qqfcbh@meti.go.jp